

支援の必要なお子さんのために



手帳の交付

○ 社会福祉課 ☎079-672-6123

各種サービスを受けやすくし、障害の等級に応じて福祉制度の利用ができます。

手帳の種類

手帳名	サービス内容
身体障害者手帳	身体機能に障害をもつ人に対して交付され、程度によって1級から6級までに区分されます。
療育手帳	知的障害のある人に対して交付され、程度によってA(重度)、B1(中度)、B2(軽度)に区分されます。
精神障害者福祉手帳	精神障害のある人に対して交付され、1級から3級までに区分されます。

※交付を希望される場合は、社会福祉課にご相談ください。

障害児福祉手当

○ 社会福祉課 ☎079-672-6123

在宅で日常生活において、常に介護を必要とする20歳未満の児童に支給されます。

対象者

主に重度の障害を持っている児童

特別児童扶養手当

○ 社会福祉課 ☎079-672-6123

身体または精神に障害のある児童を監護している父親または母親、または父親母親に代わってその児童を養育している人に支給されます。

対象者

在宅20歳未満で、心身に重度または中度の障害のある児童を養育している人

支給額

・重度障害児…53,700円 ・中度障害児…35,760円

支給時期

4月、8月、11月にそれぞれ前4か月分を支給

自立支援医療(育成医療)

社会福祉課 ☎079-672-6123

18歳未満の身体に障害のある児童で、障害を軽減して日常生活能力、職業能力を回復・改善するために必要な医療(手術)に対し、医療費を助成します。

対象となる疾患

口蓋裂、耳奇形、先天性股関節脱臼、心疾患 等

重度障害者医療費助成

市民課 ☎079-672-6120

一定の障害のある人に対し、保険診療における医療費の自己負担分が助成されます。

対象者

- ・身体障害者手帳「1級」または「2級」の人
 - ・療育手帳「A判定」の人
 - ・精神障害者保健福祉手帳「1級」の人
- ※所得制限あり

助成内容

- ◆ 外来
医療機関ごとに1日600円(低所得者400円)、月2回までの自己負担
- ◆ 入院
医療機関ごとに1割負担、月額2,400円(低所得者1,600円)までの自己負担

指定難病・小児慢性特定疾患医療費助成

兵庫県朝来健康福祉事務所 ☎079-672-6867

厚生労働大臣の定める指定難病や小児慢性特定疾患にかかり、一定の基準を満たしている場合、医療費の一部を助成します。

対象となる疾患

悪性新生物、慢性心疾患、慢性腎疾患 等

障害福祉サービス

社会福祉課 ☎079-672-6123

障害のある人ができるだけ自立した生活が送れるように支援し、住み慣れた地域で安心して生活できるようにさまざまなサービスを利用することができます。

サービス内容

サービス名	サービス内容
障害児相談支援	障害のある児童や障害児通所支援を利用する際に、障害児支援利用計画の作成やモニタリングの支援を行います。

支援の必要なお子さんのために

サービス名		サービス内容
障害児通所給付	児童発達支援	児童発達支援センター等の施設を利用し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活集団への適応訓練などの支援を行います。
	放課後等デイサービス	学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に行います。

※その他、入所支援や日常生活用具の給付などのサービスもあります。詳しくは社会福祉課にお問い合わせください。

サポートファイル

📍 ふくし相談支援課 ☎079-672-6125

支援が必要なお子さんが、乳幼児期から大人になるまで一貫した支援が受けられることを目的に、お子さんの生育歴や生活習慣、支援が必要な場合の関わり工夫などについて記入するファイルです。お子さんを保育園やこども園に預ける時、進級や進学する時に活用できます。

ファイルを希望される方は下記の窓口に申請ください。

申請窓口

ふくし相談支援課、健幸づくり推進課

ヘルプマーク・ヘルプカード

📍 社会福祉課 ☎079-672-6123

配慮を必要としている人(義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、妊娠中の人など外見から援助や配慮の必要が分からない人)が周囲に配慮の必要を知らせることで援助を得やすくなるように作成されました。

申請窓口

社会福祉課、健幸づくり推進課、各支所

親の会・患者の会

市内や近隣市町には、ダウン症の親の会や「手をつなぐ育成会」など家族の会があります。